

## 第 55 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 21 日（木） 9:57～11:59
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 廣松毅
  - （委 員） 西郷浩、中村洋一、野呂順一
  - （専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子
  - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
  - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

### 4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について

### 5 議事録

○廣松部会長 ただ今から第55回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

本日、北村委員が御欠席です。

前回の部会では、お手元の資料の参考 1 として配布されております「審査メモ」の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」のうち「（1）報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」、「（2）報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日」、「（3）報告を求めるために用いる方法」の「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）」及び「イ オンライン調査の範囲の拡大」について審議を行い、いずれの論点も部会としての結論は適当であると整理をいたしました。

ただし、「（1）報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」のうち、「⑤『学校教育の種類』」における「幼保連携型認定こども園」の選択肢の設定について、調査実施者に検討していただいた上、報告していただくこととしておりましたので、後ほど、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

本日の部会は12時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合がありますので、御予定がおありの方は中座していただいても結構です。

それでは、本日の配布資料などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料といたしましては、議事次第にありますとおり、資料 1 として、「前回部会等における指摘事項に対する回答」という 1 枚紙がございます。続いて、資料 2 として、審査メモへの回答（その

2)、資料3として、審査メモへの回答(その3)、資料4として、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いについて」、資料5として、「統計調査における労働者の区分に関する取扱いについて」、資料6として、「変更計画のガイドラインへの対応状況(メモ)」という1枚紙をお付けしております。

また、参考資料といたしまして、参考1として審査メモ、参考2として前回部会の議事概要を配布しておりますので、御確認ください。

このほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では最初に、前回の部会において調査実施者に検討していただくこととしておりました幼保連携型認定こども園の選択肢の設定について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○関野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それでは、御説明させていただきます。

資料1、「調査実施者 説明資料」のうちの「前回部会等における指摘事項に対する回答」という1枚ものがございます。こちらをお手元にお願いいたします。

こちらの資料の、裏面になります。四角枠囲みにありますが、前回の部会におきまして、西郷先生、それから森先生から、「建設業、サービス関連産業A、学校教育」、この調査票の調査事項「学校教育の種類」といったものがありますが、ここに選択肢としまして「幼保連携型認定こども園」を追加するというようにしておきまして、その選択肢の位置について、報告者に配慮した方がよいのではないかという御指摘をいただいております。

それにつきまして検討させていただきます、その下に回答ということで記載させていただきます。

まず、1番ですが、これは計画段階のことを申し上げているところですが、ただ今計画ということで資料でお示しさせていただいている調査票、この「幼保連携型認定こども園」の位置は、日本標準産業分類の分類番号の順番に従いまして、一番最後に追加するという形にしておりました。

これに対しまして、2番になりますが、前回の部会におきまして、報告者が調査票の記入に当たって紛れがない方がよいのではないか、より分かりやすい配置にした方がよいのではないかという御指摘を頂いたところです。

これにつきまして、関係する府省に御意見を伺ったりですとか、あと、他の統計の状況、例えば、学校基本調査などを確認いたしまして、それを踏まえまして、2番に記載のとおり、御指摘をいただいたとおりに、「幼保連携型認定こども園」の選択肢の位置につきましては、より分かりやすく「幼稚園」と「小学校」の間に配置したいと考えております。

具体的なイメージをこのページの下半分に掲載させていただいておりますが、左側が現

在の諮問案です。13番ということで、一番下に「幼保連携型認定こども園」がありましたが、これを右側、修正案にあります。幼稚園のすぐ下に2番ということで入れさせていただきます。これによりまして、より紛れがないという形にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この問題に関して御発言いただきました森専門委員、いかがでしょうか。

○森専門委員 ありがとうございます。大変分かりやすく、よくなったのではないかと思います。ありがとうございました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

西郷委員、よろしゅうございますか。

○西郷委員 私も異論ございません。

○廣松部会長 関係府省の、特に御発言はございませんか。よろしいでしょうか。

今、説明のありましたとおり、調査票記入に当たっては紛れがない方がよいというのは大変もつともな理由だと思いますので、今、提示を頂きました修正案で適当とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 特に御意見ありませんので、部会として修正案を適当と判断したとさせていただきます。

それでは、今回の部会で参考1として配布されております審査メモに記載された論点に沿って、引き続き審議を進めたいと思います。

具体的には、審査メモの8ページですが、「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち、「ウ 調査の対象区分の見直し」における総務省の事前審査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○澤村統計審査官 それでは、参考1の審査メモ、8ページの下の方になります、ウを御覧ください。

今回の調査計画では、調査のより円滑な実施を図る観点から、前回調査の際には調査員が担当しておりました資本金1億円以上の単独事業所について、調査実施省による直轄調査の対象とするよう変更する計画です。

審査の結果、この変更は前回調査の実施状況を踏まえた見直しであり、おおむね適当であると考えますが、aにありますように、前回、調査の確認を含めた変更の背景事情の整理に加えまして、9ページになりますが、bにありますように、直轄調査の範囲を1億円以上とした理由について御議論いただければと考えております。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この審査メモの論点に関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料2「調査実施者 説明資料（その2）」の6ページを御覧ください。今、御説明いただきましたとおり、単独事業所（資本金1億円以上）について、調査員調査から直轄調査に変更いたしますが、その背景事情、それから調査系統における対象範囲の見直しの狙いは何かということと、資本金1億円以上とした理由は何かという御質問です。

回答ですが、平成24年調査の調査員調査におきまして、企業側、この場合は単独事業者ですが、企業側の統計調査の担当者と事前にアポイントをとっていないと調査票を配布することができないなど、「セキュリティ環境が高い企業に対し、調査員が面接による調査票配布を行うことは難しい」といった事例が地方公共団体から数多く報告されています。このため、一定規模以上の企業、この場合は資本金が大きな単独事業所を考えておりますが、これについても、郵送配布を行う直轄調査に変更して、円滑な調査依頼を行う必要があると考えているところです。

法人税法における定義においては、資本金1億円を基準として大企業と中小企業が定義されており、その定義を参考に直轄調査に移行する単独事業所の範囲を検討いたしました。

また、平成24年の調査結果から、下の表にありますとおり、資本金1億円以上の場合は、単独事業所数は約1万程度でございますけれども、1企業当たりの売上金額にいたしますと30億円ほどあるといった結果への影響も考慮いたしまして、平成28年調査には、直轄調査に移行する単独事業所の範囲を資本金1億円以上としているものです。

説明としては以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の調査実施者からの回答に関しまして、御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

東京都、大阪府から、何か特に御意見はありますか。

○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 地方からすれば、統計調査員の負担が軽減されるということで、こういった変更は望ましいかと考えています。

○原田大阪府総務部統計課参事 大阪府も同様です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

委員、専門委員の方、特に御発言はありませんでしょうか。

私も、事前に伺った限り、確かに事前にアポイントメントを取らないとなかなか会えないとか、あるいは調査員の方の中では、わざわざ自分で名刺を刷って、それを持って行かないと担当者に会えないというようなケースもあったということから、今回こういう形で対象範囲の見直しが行われるということです。具体的には、資本金の1億円以上に対しては郵送配布を行う直轄調査に移すということで、計画としては妥当ではないかと判断をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、「ウ 調査の対象区分の見直し」について、本部会での結論は適当であるとさせていただきます。

では、続きまして「(4) 集計事項」ですが、アの点に関しては後ほど御議論を頂くことにいたしまして、「イ その他の集計事項の見直し」、9 ページのところですが、この点に関して審議を行いたいと思います。

では、まず、この点に関します総務省の事前審査の結果について事務局から説明をお願いします。

○澤村統計審査官 それでは、御説明させていただきます。参考1の審査メモ、9 ページの一番下の方から10ページにかけてになります。

今回の調査計画では、集計事務のより円滑化、効率化を図る観点から、結果表の統廃合を行う一方で、結果表の追加を行うなど、集計事項の見直しを計画しているところです。

審査の結果、この変更は、利用者のニーズにも配慮したものであり、おおむね適当であるとは考えますが、論点の a にありますように、個々に変更の理由を確認、整理することに加えまして、b にありますように、今回、統廃合によって利活用上の支障が生じないかといった点について御議論いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○廣松部会長 では、ただ今の説明に関しまして、調査実施者からの回答をお願いいたします。

○関野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それでは、御説明させていただきます。資料2の「調査実施者 説明資料(その2)」をお手元をお願いいたします。

こちらの資料の9 ページ目になりますけれども、消費税の補正処理の関はまた別途ということになっておりまして、イとしまして、そこ以外の集計事項の見直しについての論点になります。

ただ今事務局から御説明いただきましたとおり、集計事項につきまして、平成28年活動調査におきまして整理いたしまして、削除ですとか、変更ですとか、追加といったことをさせていただこうということを計画しております。

それにつきまして、ここの四角囲みにありますが、論点として2点御指摘を頂いております。a としましては、変更する事項について、その理由は何かという点、それから、b としまして、削除する事項について、利用者の利活用に支障は生じないかという論点になります。

まず、a の変更事項の理由につきまして御回答申し上げます。この9 ページの続きのところから、回答ということで1番とありますが、結果表及び集計事項の変更の趣旨は、以下のとおりとさせていただいております。表の形で整理をさせていただいております。

この集計事項の変更につきましては、大きく3つに区分されておりまして、この表の一番左側の列ですが、①、②、③とあります。①としましては、調査票、それから調査事項、これらに変更されることに伴いまして、集計する結果表、集計事項、こちらも変更するこ

とになるという点です。それから、2つ目は②になりますが、結果表の統廃合を行いまして結果表数の削減を行うというものです。それから、3つ目は、③としまして、次のページにかけてになりますが、利活用の要望を踏まえた結果表の追加及び集計事項の詳細化ということでありませう。

①は、実際の調査票、調査事項が変更されることに伴う、その流れの中で集計の方も変更するという趣旨ですが、②におきましては、利用実績ですとか利活用の状況を踏まえまして集計事項を整理させていただきたいという趣旨になります。ただ、減らす、削る一方ではなくて、③のところでは上げておりますのは、逆に、スクラップ・アンド・ビルドということで、要望を踏まえまして、結果表の追加ですとか集計事項の詳細化といったことも行いたいということで、大きく3つの趣旨がございます。

この表に沿いまして中身を少し具体的に御説明させていただきますが、まず、①の調査票及び調査事項の変更に伴う変更についてです。ここは、中身が、変更内容が大きく3つに分かれております。まず1つ目ですけれども、こちらは、先だって、これまでの部会の中でも御議論、御審議を頂きましたが、個人経営調査票の新設に伴う個人経営者に対する調査事項の縮減に伴いまして、この調査事項に係る集計対象から個人経営を除外するというものになります。これは、集計する結果表自体をなくすものではなくて、集計する対象から個人経営が外れるということになります。該当箇所の一例としまして、右側に集計区分、表の番号など、平成24年調査の時のもので記載させていただいておりますが、例えば映画館の入場者数ですとか冠婚葬祭業の利用者数ですとか、以前、個人経営調査票の御審議の際に御覧いただきました産業別調査事項ということで、調査票の第2面において詳細に把握している事項の部分になります。こちらにつきましては、それほど全体に対するウエートも大きくないということで、個人経営調査票を片面に整理をすることによりまして、全体としての調査の精度をより上げていこうという趣旨のもと、個人経営者については調査対象から除くという形になっております。それに伴いまして、集計対象からも個人経営が外れるというものになります。

それから、2つ目ですけれども、建設業対象の調査事項で「建設業許可番号」が廃止されることに伴いまして、対応する集計事項を廃止するというものになります。ここもこれまでの部会の中で御審議いただきましたが、建設業許可番号につきましては、経済センサスで把握するのではなくて、行政情報の方から利用できるということで、ここは調査事項から廃止するということになります。集計につきましては、平成24年調査の時で、番号をそのまま集計するということは行っておりませんと、何に使っていたかといいますと、建設業許可番号が、大臣許可の場合と知事許可の場合とあるわけですが、ここを大臣許可、知事許可という2区分の分類事項を設けまして、それを扱った集計表を作成しておりました。この表におきまして、建設業許可番号が調査をされなくなりますので、大臣許可、知事許可という2区分の分類事項が削除されるということになります。

それから、3つ目ですが、調査事項としまして、「商品売上原価」を廃止いたしまして、

そのかわりに、「商品手持額」について、年初、年末の商品手持額ということで2時点で把握するとともに、「年間商品仕入額」を調査事項として追加します。これは、卸売業、小売業を主業とする企業に対して行うという調査事項の変更を計画しております。これに伴う集計の変更ということになりまして、該当箇所、右側の欄で少し細かく書いておりますけれども、ここは、具体的に申し上げますと、これまで産業横断的集計におきまして、「商品売上原価」という調査事項をそのまま集計を行っていたわけですが、この表を廃止いたしまして、代わりに「卸売業、小売業」を主業とした企業の集計の結果表におきまして、新規に「年初商品手持額」「年末商品手持額」、それから「年間商品仕入額」、この3つの項目を集計するといった結果表を新設するという内容になります。

以上の3点が調査票、調査事項の変更に伴う集計の変更の計画内容となります。

続きまして、②ですけれども、結果表の統廃合による結果表数の削減という点です。これにつきましては、調査票の集計事項の整理という観点で、変更内容のところに記載させていただいておりますが、利用実績の少ない結果表をまず廃止するというのを考えております。この利用実績におきましては、括弧書きで記載させていただいておりますが、関係府省ですとか地方公共団体の皆様に、利用実績を個別に照会、お尋ねさせていただいておりますので、その状況を踏まえまして、さらに、今、統計表は皆、ホームページで公開しておりますので、そこへのアクセス数、実際に何件のアクセス、利用があったかというカウントをとりまして、それが少ないものを目安に廃止する統計表というものを検討しております。

右側の該当箇所のところに一例として上げておりますけれども、幾つかこういった表が複数あるわけですが、例えば出向・派遣従業者比率を区分に用いた結果表ですとか、本所の従業者規模別の企業の集計ですとか、経済センサスは全数調査ということなので細かい集計事項があったわけですが、実際の利用実績を見てみますと、公表した月を含めた5か月間のカウントをとりましても、全体で200件にも満たないような表が多数ある状況ということが分かっております。アクセスの多い表ですと、3万、4万という単位でこの5か月間で利用があるわけですが、そういった表に比べて著しく利用が少ない表が存在することになります。こういった表を、関係府省、地方公共団体の利用実績も踏まえまして、整理、廃止をしていこうということを計画しております。

それから、②の2点目で上げておりますのが、集計内容が類似している表の統合ということも考えておりまして、統計表を一つ一つ細かく見ていきますと、とある表で集計している事項と別の表で集計している事項と、実はほとんど重なっていたりですとか、あるいは一方が他方に含まれる、包含されているような格好になっている表というものが幾つかあります。そういったところを統合することによりまして結果表を整理したいと考えております。

以上が②の結果表の統廃合による表数の削減という観点になります。

それから、③、今度10ページにかけてになります。利活用の要望を踏まえた結果表の

追加及び集計事項の詳細化になります。こちらは、これまでは整理、削減ということをお説明させていただいたわけですが、一方でスクラップ・アンド・ビルドということで、利用者のニーズに応じまして、より必要性の高い集計を追加する、詳細化することを検討しております。

ここで4点上げさせていただいておりますけれども、変更内容の1つ目ですが、産業細分類別結果の拡充（従業上の地位別とのクロス集計の追加）といったことを考えております。産業細分類別の集計というものが全数調査である経済センサス - 活動調査の1つの売りとし申しますか利点であったわけですが、実は、細分類別で集計している表というのは数が少なく、平成24年調査の段階では、産業細分類と経営組織をクロスした結果表といったものを集計しておりました。ただ、それだけですと、より別の観点での情報も必要という要望がございまして、具体的には、関係府省に要望をお尋ねしたところ、産業連関表の雇用表の推計、これをより精緻に行う上で、産業細分類別で従業上の地位別の結果があるとよいという御指摘をいただいたりもして、それを踏まえまして、そういった従業上の地位別とクロスした結果表も追加したいと計画しております。

それから、2つ目ですけれども、小規模企業（中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者）の把握に資する集計結果の追加ということを考えております。こちら、地方公共団体の皆様からの要望が非常に多いものになるのですが、この中小企業基本法に定める小規模企業を調査結果から得ようと思うと、実は、資本金階級ですとか従業者規模の階級区分が、経済センサスの集計結果ですと粗い、大まかな区分になっておりまして、小規模企業を法律で定めている定義で区分けて、その数字を拾うということが実はできないといった表になっておりまして、そこが、結果表から数字を拾うことができるようにならないかという御要望を多くいただいております。それを踏まえまして、平成28年調査の結果表では、既にある結果表を分類の区分を細かくするという変更をさせていただいて対応したいと考えております。

それから、3つ目ですけれども、町丁・大字別結果の追加及び詳細化を計画しております。この町丁・大字別結果という小地域の集計ですが、これも全数調査である経済センサスの1つの大きな利点と考えております。こちらにつきましては、平成24年調査におきましては、当初は町丁・大字別の集計というものは行わない予定で計画をして、実施しておりました。ただ、非常に地方公共団体の皆様などからの御要望も多くありまして、事後的に特別集計という形で、産業大分類別に町丁・大字別の結果を追加で集計して公表させていただきました。これを、平成28年調査におきましては、こうした要望の非常に多い集計ですので、最初から正式な集計表ということで集計体系に組み込みまして、御承認いただきたいと考えております。それに加えまして、詳細化の要望というものも非常に多くありますので、平成24年調査では大分類別だったわけですが、これを産業中分類別に詳細化して集計したいと考えております。

それから、4つ目ですけれども、売上（収入）金額階級別結果の追加ということも計画



しております。こちらは、売上（収入）金額階級別の結果、平成24年調査では集計は行っておりませんで、産業別にいきますと、例えば卸売・小売業で年間商品販売額階級別の結果ですとか、そういった産業に応じた集計といったものはあったわけなのですが、産業横断的に売上金額の階級別の集計といったものは行っておりませんでした。ただ、ここにつきましても、利用者側の要望が多くございますので、集計する際の分類事項として追加をしたいと考えております。

以上、こういった観点の利活用の要望を踏まえた追加、詳細化といったことも検討、計画をさせていただいております。

こちらの資料10ページ目の表の下の2番になりますけれども、今、御説明させていただきましたような計画をさせていただいている変更を行うことによりまして、結果表の数ですけれども、平成24年調査の時には282表あったわけですが、これが平成28年調査においては218表になるということで、増える分、減る分ありますが、差し引きで64表減らそうという計画をしております。そうすることによりまして、集計、審査といったところの効率化、重点化も可能となりますし、利用者の側からも、いたずらに表数が多いよりも、より必要な情報を探すという意味でも利用がしやすくなるという点もあるのではないかと考えております。

以上が論点として御指摘いただいた a の変更理由に対する御回答になります。

それから、もう一つの論点ということで御指摘いただいております削除される事項につきまして、利用者の利活用に支障は生じないかという点ですけれども、こちらにつきましては、10ページの3番に記載させていただいておりますが、結果表の削減につきましては、関係府省、それから地方公共団体の皆様の個別の利用実績を踏まえまして、行政利用上大きな支障とならないよう考慮しつつ、検討をさせていただきました。その上で「経済センサス - 活動調査関係府省連絡会議」という、関係府省に御参集いただいている会議がありますが、そこで情報共有、意見照会などもさせていただきまして、御理解をいただいているところです。

ただ、その後4番に記載させていただいておりますが、この結果表の削減ですけれども、個別の利用実績を踏まえましたり、実際のホームページのアクセス数なども勘案しておりますけれども、利用が全くゼロというわけではなくて、利用が乏しい表を整理するという観点で統廃合などをさせていただいたりしております。

それから、追加する表、詳細化する集計につきましても、いただいた御意見の中から要望が多いものを重点的に取り込んでいるわけですけれども、全ての新たな集計ニーズに対応ができていないわけでは、残念ながらないということになります。

ただ、こういったことに全て対応することは、物理的にもなかなか困難でありまして、我々としましては、まず、第1としましては、調査票情報の二次利用制度といったものが統計法に規定されてございますので、そういった制度を積極的に御活用していただくことを念頭に置いております。ただし、御承知のところかと思いますが、この調査票情報の二

次利用制度ですけれども、主に行政機関が対象という制度となっておりますので、一般ユーザーの方は御利用いただくことはできないという形になります。

そういった制度の対象とならない一般ユーザーへの対応なども踏まえまして、今回、平成28年調査では、事後的に集計事項を公募いたしまして、統計表を作成する「追加集計」という枠組みを導入しようと考えております。

この追加集計という枠組みですけれども、この10ページ目の4番の続き、下のところに、少し小さい字となっておりますので恐縮ですけれども、参考ということで概要（案）をお示しさせていただいております。

①としましては、法的根拠ということで、これは、統計法第32条の規定に基づいて、調査実施者、我々におきまして、調査票情報の二次利用を行うことによりまして集計するといった枠組みとなります。

それから、②としましては、選定基準等ということで記載させていただいておりますが、希望する集計内容につきましては、ホームページで広く公募することを想定しております。

御応募いただいたものは全て集計するという趣旨ではなくて、その中から、追加的に作成することで広範な利用ニーズに応えることができる結果表を選定させていただくということを考えております。観点としては、その下に2点上げさせていただいておりますが、新たなニーズに基づいた新規の結果表であるとか、それからもう一つの点として挙げていますのが、統廃合した結果表のうち、特に多くの希望が寄せられた結果表、これを追加で復活的な形で集計するといったことを想定しております。

③ですけれども、この追加集計ですが、今回、平成28年活動調査で初めてやろうということではなく、実は実績がありまして、他統計における実施状況ということでお示しさせていただいております。平成20年の住宅・土地統計調査、平成22年の国勢調査、ここで既に実施しまして、追加集計、公表といったことを実施されております。それから、平成25年の住宅・土地統計調査におきましては、追加集計を行うということで、公募は済んでおりまして、今は、その集まった御要望を受け付けたところで、選定、それから集計の準備を進めている段階で、公表はもう少し先ということになります。

こうした追加集計という枠組みの導入なども行いまして、削除される事項につきまして、統計利用者における利活用の際に支障が生じないような配慮を行いながら、この集計事項の整理といったことを実施したいと計画させていただいているところになります。

御説明は以上になります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の「その他の集計事項の見直し」に関します論点の調査実施者からの回答について御質問、御意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

最初にコメントがありましたとおり、これだけ膨大な数の表の上に、要望に応じて加え続けるというのは非現実的に思います。その意味でスクラップ・アンド・ビルドの考え方を導入して、今回こういう計画を立てていただきました。いかがでしょうか。

9ページから10ページにかけての回答の中で、1の表のうちの、①の調査票及び調査事項の変更に伴う変更は必要というのは当然のことですが、②の結果表の統廃合による削減のところ、恐らく議論すべき点ではないかと思えます。先ほど、この統廃合の基準に関しては詳しく説明を頂きました。

特に御発言はございませんか。よろしいでしょうか。

今回、統廃合するものに関しても、最後に説明がありましたとおり、事後的に集計事項を公募して、統計表を作成する追加集計という枠組みという手段もあり得るということですので、完全に削除してしまうというわけではないということです。

では、この点に関しましても、この部会として、集計事項の見直しを適当として判断してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、「(4) 集計事項」の「イ その他の集計事項の見直し」につきましても、部会での結論は、適当であるとさせていただきます。

さて、その前、「集計事項」の「ア 消費税の集計方法の見直し」の「(1) 報告を求める事項」の「労働者区分の見直し」に関しましては、後回しにしておりました。その審議に入りたいと思いますが、その前に、後回しをしていた理由も含めまして、背景の説明を担当部局から伺いたいと思います。

この「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」につきましては、いずれも第Ⅱ期基本計画での指摘を踏まえて政府部内に設置されました「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」において、昨年4月から検討が行われておりました。このたび、ガイドラインという形でその検討結果がまとまる方向となったと聞いております。

そこで、まず、これまでの政府部内の検討の経緯とガイドラインの内容について、総務省政策統括官室から説明をお願いしたいと思います。

まず、「消費税に係る集計方法の見直し」から説明をお願いいたします。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 それでは、お手元の資料4を御覧ください。「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いについて—ガイドライン策定の経緯・概要等—」という資料です。

今、部会長から御紹介いただきましたガイドラインですが、本資料の3ページめくっていただいた後に、A4縦の紙といたしまして、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」ということで、平成27年5月19日付で、各府省統計主管課長等会議申し合わせということで決定しているところです。

戻っていただきまして、本資料に関しましては、このガイドラインに関しまして概要を御説明させていただくために作成した紙という位置づけになっているところです。

めくっていただきまして、まず1番目といたしまして、売上、収入を含めました金額を実額で把握している統計調査の実情ということで整理しております。売上高等を調査事項としている統計調査では、報告者の負担や調査の目的を考慮して、以下に書いております

3つのパターンが主に採用されているという状況になっております。

まず1つ目といたしまして、税込みで統一的に記入していただくことをお願いする統計調査ということで、代表的な例といたしましては、経済産業省で実施しております工業統計調査及び特定サービス産業実態調査、あと、科学技術研究調査等に関しまして、この方式で実施しているところ です。

2つ目といたしまして、原則、税込み記入をお願いしている統計調査。これは、上記の税込み記入は、必ず税込みでお願いするというスタンスなのですが、この原則、税込みは、できる限り税込み記入をお願いするところですが、税抜き記入も許容する統計調査ということで、記入者負担を考慮して税抜きも許容するという考え方になっております。代表的な統計調査といたしましては、経済センサス - 基礎調査ですとか、今回のこの諮問に該当しております活動調査、あと、経済産業省で行っております商業統計調査、経済産業省企業活動基本調査等に関しまして、本考え方に基づいて実施しているところ です。

もう一つのパターンといたしまして、決算情報による決算値そのものの転記を求めている統計調査というカテゴリーもあります。これに関しましては、財務省で実施しております法人企業統計調査ですとか、文部科学省で実施しております学校基本統計調査等がこの考え方に基づいて実施しているところ です。

※印に書いてありますが、これに関しましては、平成24年、前回の経済センサス - 活動調査においては、約9%がこの税込み記入を選択したという実績があるところ です。

これらを踏まえまして、下の点線で囲っているところですが、「原則、税込記入」及び「決算情報」型の統計調査においては、消費税込みと税抜きの事業所の値が混在した形で集計結果を公表しているという状況が現状ということです。ただし、平成24年の経済センサス - 活動調査では、この税抜きで記入された調査票に関しまして、関連的に税率を掛ける等して税込み補正した集計表を参考表として、一部ですが公表していたという経緯があります。また、反対に、法人企業統計調査では、税込みに統一ではなく、税抜きに補正した推計値をそれぞれ参考表という形で公表しているというのが現状の整理です。

続きまして、2ページ目です。検討の経緯等です。

まず、一番最初に書いてあるのが、調査段階で消費税込みと税抜きを完全に選別することは困難であること、これを集計段階での工夫により、結果精度を高めることが必要であるということが、この平成24年度におけます施行状況報告審議の中で委員から御指摘いただいております。

続きまして、今後の消費税率の引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込みと税抜きが混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性があるということ、これは、第Ⅱ期基本計画の中の諮問審議の中で御指摘いただいている考え方です。

3つ目といたしまして、総務省を初めとする関係府省において、報告者の負担を考慮しつつ、売上高等の集計に関する消費税の取扱い、結果表章のあり方について検討の場を設け、早期に結論を得ること、その際、国民経済計算及び産業連関表との連携についても考

慮することが、これらの状況を踏まえて第Ⅱ期基本計画の中に盛り込まれたという状況です。

これを受けまして、下の点線ですが、関係各府省では、平成26年4月に「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」及び実質的な審議を行うために、この下にワーキンググループを設置いたしまして、国民経済計算及び産業連関表の担当部局とも連携を図りつつ具体的な検討を開始したところです。

このワーキンググループにおいては、平成23年産業連関表の推計方法を参考といたしまして、それに加えて、有識者等の御知見も活用しつつ課題と論点を整理いたしました。それで、最終的に具体的な方法を事務局で提案いたしまして、関係各府省で検討を進めたということになっております。

今後、消費税込みと税抜きの混在集計となっている主要構造統計調査について、消費税抜きデータを税込み補正し、消費税込みで統一的に集計した結果を提供するという内容を主な内容といたしましたガイドラインを、先ほども御紹介させていただきましたけれども、平成27年5月19日に策定したということになっているところです。

めくっていただきまして、3ページ目です。それでは、この3番目といたしまして、ガイドラインの概要です。

まず最初に、適用範囲ですが、当面ですが、「原則、税込の記入とするものの、税抜き記入も許容している主要構造統計調査」、冒頭で御説明させていただきました3つのパターンのうち真ん中のパターンです、これらの統計調査のうち、「事業所母集団データベースに記録する統計調査」を今回の適用対象としたいと考えているところです。具体的に申しますと、経済センサスですとか商業統計等、主要4統計調査が該当すると考えているところです。

続いてですが、上記、今、御説明したもの以外でも、国民経済計算の推計に活用されている、経済産業省で行っております中小企業実態基本調査等、あと、月次統計等の動態統計調査等においても、本ガイドラインに準じた対応が可能かどうかの検討を順次進めていくという形とさせていただいております。

続きまして、適用時期でございますが、平成28年経済センサス-活動調査、本諮問の統計調査でございますが、ここからこの適用を開始いたしまして、この活動調査以降の他の統計調査についても順次適用していくということを定めさせていただいております。

補正方法ですが、消費税抜きで報告された個票データについて、先ほども御紹介しましたけれども、平成23年産業連関表における組替集計の手法を参考に、可能な限り輸出または海外取引の割合ですとか、課税・非課税別の個別品目ごとに税額を算出して、精密に補正していくことを考えております。

また、費用総額及び売上原価につきましても、費用項目の内訳をもとに課税対象と非課税部分を分離して、課税対象のみ消費税率を乗じた額という形で、可能な限り詳細にこの補正を行っていくということを考えているところです。

最後の3つ目のポツですが、今回の平成23年の産業連関表の組みかえをベースに今回のこの集計を定めているところですが、これ以上、より精度が高まる補正手順を、それぞれの統計調査において独自に導入することが可能な場合には、当然それを導入していただくことを前提に考えているところです。

4ページ目です。情報更新と書かれているところですが、このそれぞれの統計調査において行う補正ですが、この補正に用いる品目ですとか業種について、その区分ですとか、課税・非課税の別等に係る最新の情報を把握・確認して、なるべく新しい最新の情報に基づいて補正を実施することとしたいと考えております。

これらの更新情報に関しましては、全府省で情報を共有する仕組みを構築すると。各府省間で共有する情報、フォーラムみたいなものがネットワーク上で構成されておりますので、そういう場を使って、単独の省庁の情報ということではなく、各府省でこれらの最新情報を共有することも考えていきたいとしているところです。

5番目の結果公表ですが、補正を実施した場合には、税込み額に統一した集計表を公表することとなります。詳細な補正を実施することが困難な統計調査、これは、内訳の個別品目等の輸出比率ですとか、そういうものが算出できないような、合計額しかとっていないような統計調査に関しましては、税込み・税抜きの差異が分かる情報、例えば混在集計と税込みに統一した参考表みたいな形での公表を提供するという、一步下がった形になりますが、詳細な集計が不可能なものに関しましては、そういう形での対応をすることとしたいと考えているところです。

また、補正を実施した場合には、補正の有無ですとか、どういう手法を用いて補正を行ったか等に関しまして、各統計実施府省におけるホームページ等で情報提供していくこととしたいと考えております。

最後に、見直しです。総務省政策統括官室を中心に、関係府省の協力を得て、消費税を取り巻く今後の情勢変化等に応じ、このガイドラインの見直しを適切に実施することとさせていただきたいと考えております。具体的には、税率変更ですとか、あとは軽減税率の適用がどうなるのか、まだ決まっていない部分がありますので、これらに関しまして、明確な方針が定まった段階で、今回のこの消費税に関する補正に関して、どう変更を加えることが可能かどうか等に関する議論を今後も進めていきたいと考えているところでございます。

最終ページの5ページ目は、別紙ということで、先ほど申しました補正に関する具体的な補正方法例といたしまして、売上高ですとか、売上高の中の内訳の個々の品目情報ですとか、費用総額及び売上原価に関します基本的な考え方を示しているところです。詳細情報があるところに関しましては、詳細情報から積み上げて合計を作っていくというような考え方及び、内訳項目において税込み・税抜きの別が明確になるものに関しましては、先ほどの説明でも申しましたが、分離してなるべく精度の高い補正を行っていくことの具体例を示した部分になっているところです。

より細かいものに関しましては、後ろに付けておりますガイドラインの後ろの方の別紙で、具体的な算出例等もございますので、後ほど御覧いただければと存ずるところです。

こちらからの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の「消費税の集計方法の見直し」に関する説明に対して、御質問、御意見がありますれば御発言いただきたいと思います。どうぞ。

○中村委員 このガイドラインに沿った取り扱いをすることによりまして品目ごとの消費税負担額が明確になるということですので、同じく第Ⅱ期基本計画に盛り込まれております産業連関表とSNAの基本価格による表示、これに大きな道を開くものであると思われるので、大変評価したいと思います。

このガイドライン、19日にもう申し合わせができたようですが、少し分からない点があって、しばらく考えていて、ようやく今分かったのですけれども、非常に細かい点なのですが、ガイドラインのこの資料4のページ数で言って最後の通し番号の13ページのところでありますが、この四角の中の一番下の式、売上原価の消費税額のところですけれども、上の表に、売上原価が8,000円で、特掲として非課税費用内訳の計が5,000円ということで、算出としては、8,000円から5,000円の40%、40%というのは、売上原価の費用総額に占める割合、これを差し引いておいて、0.08を掛けて480とするということであるわけですが、これは少しおかしいのではないかと思っていたのです。これでいいのだということが今分かったのですけれども、これは、通し番号の8ページに戻っていただいて、4の補正方法のウというところに当たると思うのですけれども、ウの真ん中より後、「また、売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合は、売上原価と費用総額の比率により擬制する。」と書いてあるので、これをこの文章どおりに式を作るとすると、13ページの最後の式は8,000掛ける1マイナス0.4、つまり8,000掛ける0.6掛ける0.08と読める。でも、そうするとその式が何を意味するかというのがよく分からなくなるので、恐らくこのウの書き方が少し分かりにくい。ですから、この「また、売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合は」というのは、「非課税費用のうち売上原価に含まれる割合が分からない場合は」と書くべきなのではないか。そうすると分かるのですね。ただ、もう申し合わせが出てしまったので、時、既に遅しという感がありますが、そうではないかと思えます。

それと、「比率により擬制する」という言葉、「擬制する」というこの言葉自体、非常に難しいのですけれども、これはSNAで言うインピュテーションのことであれば、現実にはないのだけれども、あたかも実在するものとして取り扱うということを擬制と言うのだと思うのですけれども、この場合、この比率は実在しないわけではなく、実在しているわけですね。しているけれども、情報が足りないから、「推定する」という言葉にすべきだと思います。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 おっしゃるとおりです。

○中村委員 少し非常に細かい点でありましたが、2点。

○廣松部会長 ありがとうございます。

このガイドラインに関しては、基本的な考え方と、それから、かなり技術的な側面と両方ありますので、今、中村委員から御指摘いただいたように、今後、文章上修正を要するようなところも出てくるかとは思いますが、それも含めまして、ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 1つ確認なのですけれども、ガイドラインの資料4の1ページ目の裏側、①と書いたところの決算情報の※印のところで、「平成24年調査では、約9%が税抜記入を選択」と書いてある。先ほどの御説明で、うまく聞こえなかったのですけれども、「税抜き」でよろしいのですね。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 全体の活動調査の対象のうち、9%の事業所が、実際には、税込みでお願いしているところですが、税抜きで書かれていたという状況でございます。

○野辺地専門委員 これは、決算情報をそのまま書いてもらったら、要するに税抜きだったと。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 申しわけございません。これは、※印の位置が少し分かりにくいのですが、この※印は、この上の欄の「原則、税込記入」で書かれている部分の平成24年に実施しておりました経済センサス-活動調査に関する実績ということですので。

○野辺地専門委員 もう一つあるのですけれども、大きな方向観を御検討いただく中で、海外事情というものもいろいろ御検討されたのではないかと思うのですけれども、国によって、税制を初め、いろいろ制度は違うのですけれども、軽減税率の適用とか、いろいろ複雑な面もあったりするかと思うのですが、海外ではどのように扱っておられるのか、もし御存じでしたら教えていただけたらと思うのですが。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 詳細にそれぞれの海外の事情を分析したかというのと、そこまではしていないというのが現状です。ただ、日本に比べて税率が非常に高い国ですとか、頻繁に税率が変更される場合とかということがあるということは承知しております。推論になってしまうのかもしれませんが、税率が高い場合ですとか頻繁に税率が変更される場合に関しましては、逆に、今回の我々の取組とは別に、税抜きで記入をお願いしているというパターンも存在するのではないかと考えているところですが、我が国におきます消費税の取扱いを考えた場合、税抜きの方に寄せるという考え方も若干検討はしたものの、加工統計側、いわゆるSNAですとか産業連関表に数字を渡す時にも、現時点では、先ほど基本価格表示の話も若干出て参りましたが、現時点では税込みの数字をお渡しするという連携となっておりますので、我が国におきます1次統計に関しては、税込みへ補正をすることを基本という考え方と現時点ではさせていただいているという状況になっております。



○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○森専門委員 お尋ねなのですけれども、いただいた資料の5ページ目の別紙の「具体的な補正方法（例）」というところで、費用総額及び売上原価の補正の仕方ということで、売上原価の税額の計算のところ、「卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。」とありますが、これはなぜなのでしょう。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 この部分に関しましては、卸売業、小売業における売上原価というのは、ほぼ仕入れ額そのものになるのではないかと考えておりますので、商品を仕入れた額に関しましては100%消費税込みの値で扱うということを前提としておりますので、卸売業、小売業に限定したところでは、非課税の費用内訳は設けないというか、存在しないのではないかとこの考え方に基づいて、こういう記述しておるところでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

それでは、もう一つの「労働者区分の見直し」について、同じように説明をお願いいたします。

○沓沢総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐 それでは、引き続き資料5を御覧ください。「統計調査における労働者の区分に関する取扱いについて—ガイドライン策定の経緯・概要等—」です。

こちらに関しましても、先ほどの消費税と同じような資料構成になっております。3ページほどめくっていただいたところに、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」ということで、こちらに関しましても、平成27年5月19日付の各府省統計主管課長会議等申し合わせで確定しているガイドラインです。

このガイドラインの内容を、戻っていただきまして、このA4横の資料で御説明させていただきます。

めくっていただきまして、まず、1番といたしまして検討の経緯です。

まず、これも第Ⅱ期基本計画の本文に書かれている文章の抜粋ですが、「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の一環として、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが必要であるとしております。

これに加えまして、2つ目のポツですが、国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をよりの確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進すると、第Ⅱ期基本計画の本文に掲げられているところです。

これを受けまして、同基本計画の中の具体的な施策といたしまして、囲んである部分ですが、労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果をもとに、各府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検

討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果をもとに府省横断的な見直しの内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うということが掲げられているところです。

これを受けまして、先ほど消費税の方でも御説明いたしましたけれども、「産業関連統計の体系的整備に関する検討会議」を設置いたしました。平成26年5月以降、このワーキンググループにおきまして、有識者の知見等も活用して、関係府省一体となって検討を進めて参りました。それで、先ほど申しましたとおり、平成27年5月19日にガイドラインを策定したという経緯となっているところです。

次のページです。労働者区分等に関する概念上の整理です。

労働者の区分については、法律上、体系的な定義はされていないという実情がございます。「従業上の地位に関する国際分類」においても「employees」等と大まかに区分されているだけだという状況でございます。

2つ目のポツですが、厚生労働省の研究会においては、働き方の多様化の進展を指摘するとともに、考え方の整理といたしまして、まず1番目といたしまして直接・間接雇用、2番目といたしまして雇用契約期間、及び3番目といたしまして所定労働時間、この3つの視点で労働者に関する区分を整理するべきではないかということを議論、検討してきたという経緯があります。

これらを受けまして、本ワーキンググループにおいて、労働者を以下のとおり3段階で整理するというところで、統計調査における取り扱いを検討したところです。

この3段階というのは、下の図ですが、まず、第1レベルというのが、厚生労働省の研究会の視点でもありましたけれども、まず、直接雇用なのか間接雇用なのか。直接というのは、自社で雇用されている者です。間接というのは、出向というか派遣ですね、いわゆる派遣労働者を想定しているところです。第2レベルは、直接雇用の内訳という考え方になりますが、この直接雇用には、常用労働者と臨時労働者が存在するのではないかと。第3レベルでございますが、この第2レベルの常用労働者の内訳として、現時点の統計調査においては、正社員と正社員以外という形で分類されているというような構造になっているということを前提としているところです。

めくっていただきまして、3ページ目です。まず、ガイドラインの中の概要ですが、今、御説明いたしました第2レベルの概要です。

こちらに関しましては、今申しましたとおり、「常用労働者」と「臨時労働者」に区分されているという現状でございますが、1つ目のポツといたしまして、常用労働者、臨時労働者の区分については、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査の間で、現時点で一部不整合が出ているという状況でございます。

2つ目のポツですが、この現行区分の変更に伴う常用労働者の変動、今回このガイドラインでこの不整合をなくすために、実は少し下の図を先に見ていただきたいのですが、少し説明が複雑になって申しわけございませんが、まず、現行の区分で書かれております雇

用契約期間の中の3段目ですが、「有期雇用労働者（1か月以内、日々雇用）」と書かれている人を2つに分けて、これらのうち、2か月間連続でそれぞれの月におきまして18日以上働いた人は常用労働者に加え、そうでない人たちはこの臨時労働者に加えるということと、もう一つは、この上に書かれております「有期雇用労働者」が1か月を超える者という定義をしております状況です。これを今回、まず、この前2か月それぞれ18日以上働いた人という部分を特掲して常用労働者に組み込むという作業を廃止し、一律的に、この1か月未満の日々雇用の方々は臨時労働者とするということの変更を1つ考えているところです。もう一つは、現行では「1か月を超える」という区分だったのですが、新区分では、これが「1か月以上」ということで、厳密に言うと、1か月ちょうどの人の取り扱いが、現行では臨時労働者に入っていたものが、新しい区分では常用労働者に組み入れられるということと、この常用労働者と臨時労働者の区分の中で見直しを行って、新区分の形で整理したものです。

これらの変更を加えることによって、一番最初に御説明いたしました事業所・企業系と世帯・個人系を対象とする統計調査の間で一部不整合が出ているという件に関しまして、解消されるということになります。

続きまして、第3レベルの方です。4ページ目を御覧ください。

この事業所・企業を調査対象とする各種統計調査の現状ということですが、1つ目のポツですが、「労働状況の把握を主目的とする統計調査」、これは、主に厚生労働省で実施しております賃金構造基本統計調査ですとか雇用動向調査については、雇用契約期間や所定労働時間等の指標を中心に、現状でもその常用労働者を区分しているというところです。

一方で、「事業活動の把握を主目的とする統計調査」、これは経済センサス-活動調査ですとか工業統計調査等ですが、これらにつきましては、事業所内の呼称、その会社内で「正社員と呼ばれている人、正職員と呼ばれている人」みたいな呼称による分類と「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」を基準として常用労働者を区分しているという考え方が現状です。

これらの現状につきまして、ワーキンググループにおける検討において、まず、ワーキンググループでは、「事業活動の把握を目的とする統計調査」においても、現状の呼称ではなく、より客観的な指標による常用労働者の区分を導入することが可能かどうかに関しまして、実査可能性や報告者負担等に関するヒアリングですとかアンケート調査等を含めて実施しまして、その結果を検証・検討したということです。

続いて、結論になるのですが、これらの検証・検討を行った結果、厚生労働省等で現在も行っている統計調査に関しましては、この客観性の高い区分というのは当然可能なのですが、この考え方を一般的な統計調査まで適用を拡大しようとした場合、やはり実査可能性の観点から問題があるのではないかということになりました。

最終的な結論といたしましては、検討結果の真ん中のポツからなのですが、原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分するという考え方は維持

するものの、ただし書きといたしまして、調査の目的や報告者の記入負担及び調査票のレイアウト等による制約等から、必ずしも前記のこの客観的な指標を用いることが適当でない統計調査においては、事業所・企業における処遇に基づき、「正社員・正職員としている人」、具体的には、「貴事業所で正社員・正職員として処遇している人」に変更すると。

簡単に言ってしまうと、現状は呼称による区分を処遇による区分にするということを、例えば経済センサス - 活動調査等の調査目的的に、例えば売上高等をとることが主目的となる統計調査においては、こういう系で妥協せざるを得ないのではないかと考えたところでした。

ただし、繰り返しになりますが、厚生労働省等で実際に調査している雇用労働統計を主眼としている統計調査に関しましては、このより客観的な指標を用いるという整理をすることとさせていただきたいと考えております。

めくっていただきまして、5ページ目です。本ガイドラインに関します適用範囲と実施時期です。

まず、適用範囲ですが、事業所母集団データベースに記録する基幹統計調査のうち、まず、先ほど申しました、1番目として直接雇用と間接雇用、2番目として常用労働者と臨時労働者、3番目といたしまして常用労働者の内訳を調査事項としている統計調査において、このガイドラインが適用されると。具体的には、経済センサス - 活動調査ですとか商業統計調査等8統計調査を想定しております。

これ以外の事業所・企業を対象とする統計調査においても、本ガイドラインに準じた対応を検討していただきたいと考えているところです。

適用時期でございます。平成28年活動調査から適用を開始いたしまして、消費税と同様ですが、同調査以降、ほかの統計調査についても順次適用していくことにしたいと考えております。

更なる検討というところで、最後のまとめになりますが、今回このガイドラインを策定したわけですが、本年度以降も、以下の点について、引き続き情報共有及びその検討を実施して、ガイドラインの見直しを考えております。具体的には、一部の統計調査における間接雇用の取り扱いですとか、2番目といたしまして、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査において、今回の考え方を変えたことによりまして、同一区分に対して異なる名称を用いているという問題はまだ残ると。整合性はとれたものの名称がまだ異なっている部分があるということです。これらの用語の整理ですとか統計間の比較可能性の向上を図るための方策を引き続き考えていきたい。

最後になりますが、この常用労働者の内訳区分におきまして、一般統計におきましては、今回、呼称から処遇に改善したものの、やはりより客観性の高い指標に変更するべきだという声も存在しておりますので、これらに関しまして、改善の余地があるかに関しましては検討を引き続き行っていきたいと考えているところです。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の「労働者区分の見直し」に関するガイドラインの説明について、御意見、御質問をお願いいたします。どうぞ。

○野辺地専門委員 ただ今御説明いただいた内容について、男女別の区分についての記述がないのですけれども、いろいろな統計調査に当たって、特にパート・アルバイトについて、男女別に把握することが、結構企業にとっての負担になっているとききます。というか、きちんと把握をしていない状況が多いのですね。そんなことがありますので、男女別について議論がもし行われたのであれば、少しその概要も教えていただけたらと思います。

○澤村統計審査官 事務局からお答えいたします。

男女別については、確かに、御指摘のように非常に負担になるという御指摘があります。一方で、第Ⅱ期基本計画を検討した際に、内閣府の男女共同参画等の担当部局からは、逆に、男女別を是非充実していただきたいということで、ただし、その過程で、一体どういう統計調査でそういうものが今、本当に男女別がなくて充実を図る必要があるのかというような議論もしたところ、一般的な統計調査においては、御負担ということはあるのですが、ほぼ今はもう男女別のデータがあるということで、引き続き共同参画の趣旨のみを記載するというような形で、具体的にこの調査について男女の充実を図るみたいな記述は盛り込まれなかったという経緯があります。

今申しましたように、負担であるということは、その時点でもいろいろ議論がありましたが、一方で、やはり男女共同参画の中で、今は、例えば役職者においても女性の比率を高めようとかというような動きがありますので、そういった意味で、男女別を負担になるからやめるというところが、なかなか難しいという現状です。

ちなみに、今、説明にありましたように、より客観的な契約期間であるとか労働時間で区分、例えば無期契約でフルタイムなのか短時間なのか、さらに、それを経済センサス等では男女で分けますので、かなり負担が大きくなるということで、そのあたりを総合的に勘案して、今回の検討結果が出たところでございます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

これは先ほどの消費税の場合と同じで、もう既にガイドラインとして各府省統計主管課長会議等で決定されているものなのですが、今伺っていて少し気になったのは、通しページでいくと8ページ、あるいは横長の資料でいうと「調査の目的や、報告者の記入負担及び調査票のレイアウト等による制約等から、必ずしも前記の指標を用いることが」、その次の「適当ではない」という表現です。「適当ではない」という表現は、そぐわないような気がします。「用いることが困難であるような統計調査においては」という表現の方がよかったような気もするのですが、このガイドラインに関してこれからいろいろ御検討いただくということですので、コメントとして一言申し上げさせていただきます。

ほかに何か御質問、御意見ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

今説明のありました、「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」に関する2つのガイドラインに関しましては、既に言及がありましたとおり、平成28年の経済センサス-活動調査から適用するのが望ましいということです。ここで、現在、調査実施者から提出されている変更計画のガイドラインとの対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料6の横の1枚紙でございますが、こちらで状況を御説明いたします。

先ほど説明がございましたとおり、ガイドライン自体は5月に策定しておりますが、一方で、経済センサス-活動調査の変更計画自体は3月に提出していただいているということで、まだガイドラインの検討が進んでいる途上でした。そのため、現行の変更計画におきましては、もう既にガイドラインの内容を見越して反映している部分と、反映していない部分がある状況です。

消費税の集計方法の変更と労働者区分の見直しの第2レベル、常用雇用者と臨時雇用者の区別の部分ですが、こちらは既に変更計画に反映しておりまして、裏面の方に、調査票の写しを掲載しております。これは調査実施者から既に御提出いただいている調査票の変更計画案でして、そのうちの従業者数の部分を四角囲みのところで少し拡大しております。この網かけをしている部分の「常用雇用者」のところに「期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人」と書かれている部分のところが、今のガイドラインのところの「1か月超」が「1か月以上」と変わる部分が既に反映されているものになります。

一方で、労働者区分の第3レベル、その下の④、⑤と書いてあるところの「正社員・正職員などと呼ばれている人」を、ガイドライン上では「正社員・正職員としている人」となっておりますが、この部分はまだ調査計画上は反映されておられません。

資料の表面に戻っていただきまして、そうしますと、今後、本部会で御議論・御審議いただくのは、消費税の集計方法の見直しと労働者区分の見直しの第2レベルは、既に変更計画に反映されておりますので、その適否を御審議いただきたいと考えております。

また、労働者区分の第3レベルにつきましては、変更計画上で前回と同様のものになっておりますので、仮にガイドラインに沿って対応するという結論になりますと、答申のところで、必要に応じて計画の修正を御指摘いただくことになるのではないかとということで、整理をさせていただいたものです。

事務局からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の説明を踏まえて、審査メモでは、ガイドラインの内容を踏まえた調査実施者における対応等を論点として上げております。

個人的な意見ではございますが、ガイドラインで平成28年経済センサス-活動調査から

この2つの見直し、消費税の扱いと労働者区分の見直しに関して実施するようとなっております。従いまして、平成28年経済センサス - 活動調査の実施に当たっては、両ガイドラインを踏まえた調査計画とすることが適当とする、あるいは少なくともそれが適当かどうかを審議すべきであろうと考えます。と申しますのは、もしこのタイミングをはずすと、経済センサスでこの2つの問題を審議するのは平成33年、5年後ということになってしまいます。それでは余りにも対応が遅過ぎるのではないかとということも頭の片隅にあります。

ただ、先ほども説明がありましたが、これらの点は、他の統計調査にも関係する取組であるため、来週、28日に予定されております統計委員会における部会の審議状況報告にあわせて両ガイドラインの概要等を説明いただくことにしております。その統計委員会での議論の状況を踏まえつつ、次回、この部会で改めてこの2つの論点に関して審議をし、最終的な結論を得たいと考えております。

従いまして、本日の段階では、この2つのガイドラインの説明を頂いたということにして、結論は次回、御審議を頂いた上で頂きたいと考えております。その際、当然来週行われます統計委員会での状況等に関しては御報告した上で、審議をお願いできればと思います。

この2つのガイドラインの扱い、特に平成28年経済センサス - 活動調査の計画に直接関係します、消費税の取り扱いと労働者区分の見直しに関しまして、本日はここまでにしたと思います。よろしいでしょうか。何か御意見ありますでしょうか。

それでは、今申し上げましたような予定で、次回この2つの論点に関しては御審議いただきたいと思っております。

実は、もう一つ審査メモにおける論点が残っておりまして、それが、参考資料1の10ページの「2 統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」です。これに関しまして、総務省の事前審査の結果について事務局から説明をお願いいたします。

○澤村統計審査官 それでは、参考1の10ページから11ページになります。前回、平成22年の統計委員会における審議時点といいますか、前回の平成24年2月調査の諮問審議の際、その答申におきまして、いわゆる企業の内部取引額の把握について検討を行うようにという今後の課題が付されてあります。この課題を踏まえまして調査実施者による検討の結果、まず1点目といたしまして、事業所単位で売上高が把握できないネットワーク型産業と呼ばれるものが存在すること、また、2点目といたしまして、企業の内部情報を報告することに対する報告者の忌避感もあることということなどから、今回の調査計画に盛り込むことは、検討はしたものの、今回の調査計画にこの企業内の内部取引額の把握に関する事項を盛り込むことは困難というような結論になっております。

11ページになりますが、この結論といいますのは、報告者に対するヒアリングを踏まえたものではありませんが、まず、論点のaにありますように、調査実施者が対応困難としている理由の確認、整理が必要であろうと考えております。また、b及びcにありますように、一部の調査票において内部取引額を把握している理由や、また、現在把握していない

産業への拡大に向けたニーズ等を確認する必要があるのではないかと考えております。また、bにありますように、調査実施者による検討状況の確認、把握拡大を行った問題点等について御議論が必要ではないかと考えている次第です。

説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関します調査実施者からの回答をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料3の「調査実施者 説明資料（その3）」を御覧ください。その2ページ目です。

まず、aの「企業の内部取引額」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。また、前回調査において、報告者に対して「企業の内部取引額」の定義や金額の評価方法について記入の手引や照会等でどのように説明したのかというところです。

これにつきましては、例えば製造業では、同一企業内の部品工場から完成品組立工場への部品供給が企業の内部取引に当たると考えています。

活動調査においては、経済の構造を全国的及び地域的に明らかにすることを目的としていますので、事業所単位に経済活動を把握することを原則としています。このため、この企業内取引を含めて把握、集計することとしています。

平成24年調査の説明内容については、下の表のように説明していますがけれども、例えば「記入のしかた」の製造業の「品目別製造品出荷額」のところだと、「自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したのも…も含まれます。」というような説明をしています。

また、調査票で、卸売業、小売業のところですがけれども、「本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。」というような説明をしています。

また、一番下の表で、FAQで製造業のところですがけれども、その答えを見ていただければ分かりますが、「貴事業所で製造しているのと同等の部品の市価で算出してください。特殊な部品・部材で、同等のものが市場に出回っていないため市価がない場合は、製品の原価にマージンを加えた、およその金額で算出してください。」と、いった説明をしています。

続きまして、3ページ目です。bの製造業の「企業の内部取引額」の概数について、前回調査に係る部会審議において、事業所調査票の製造品出荷額の集計値から企業調査票の売上高の集計値を差し引くことで求められるとしていたものが、把握困難であった具体的な理由は何か。また、「卸売業、小売業」「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として企業の内部取引額の割合を把握しており、当該産業ではなぜ把握が可能なのか。その他、製造業以外の「企業の内部取引額」の状況はどのようになっていたかということです。

これについての回答ですが、まず、事業所調査票の製造品出荷額の集計値から企業調査



票の売上高の集計値を差し引いた結果については、参考資料8のとおりです。

このように企業の売上高と事業所調査ベースの売上高というのは差異があります。この売上高の差異について考えられるのは以下のとおりということで、①と②ということでは上げておりますけれども、まず、企業の売上げが事業所売上げを上回るケースでございます。こちらについては、事業所売上高が把握できないネットワーク型産業の事業所が存在していること、あるいは事業所調査票の記入に不備があるというようことが考えられます。

②についてですが、今度は逆に、企業売上げが事業所の売上げを下回るようなケースです。これについては、企業の内部取引の存在あるいは、企業の調査票の記入不備ということが考えられます。

以上のように、差異を全て企業内取引とするには問題があるという状況でした。

また、参考資料8のとおり、傘下の事業所に事業所別の売上げが把握できないネットワーク型産業の事業所がある場合などの要因によって、ほとんどの産業において事業所調査票の集計値よりも企業調査票の集計値の方が大きくなるという状況にあります。このことから、集計値の差引きから内部取引額を把握するのは難しいと判断しています。

平成24年調査に係る部会審議において指摘を受けた企業内取引の把握の可能性については、製造業の企業ヒアリングを実施いたしましたけれども、その結果としては、29企業のうち22企業が特掲して記入することは不可能と回答しています。この不可能と回答した理由については、主なものとして2つ上げています。まず、企業の経理情報については本社でまとめて管理しているため、企業の売上げとして管理されていない事業所ごとの企業の内部取引額を特掲しては回答できないということ、あるいは、事業所ごとに独立会計管理を行っていないので、やはり特掲して内部取引額を管理していないというようなことを言われています。

上記の理由からも、新たに調査事項として企業内取引額を追加しても、報告者から回答を得ることは難しいと判断しています。

なお、「卸売業」については、従来から、商業統計調査票の調査事項である「販売先別割合」の一部を踏襲していますので、調査対象にも認知され記入していただいているものと考えています。なお、本支店間移動の割合は3.9%となっています。

また、「サービス関連産業B」については、こちらも従来からのサービス業基本調査の調査事項を踏襲しており、「医療、福祉」についても同様です。なお、「相手先別収入割合」における同一企業内の状況は、「サービス関連産業B」では0.8%、「医療、福祉」は0.4%となっています。

続きまして、5ページ目です。cの「卸売業、小売業」、それから、「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として企業の内部取引額の割合を把握しています。どのような目的で当該調査項目を把握しているのか。また、上記以外の産業において、企業の内部取引額の売上金額に占める割合や金額を把握するニーズはないのかということです。

このうち、「卸売業」については、産業連関表の作成において、商業マージン額の推計に使用しています。これは、本支店間移動分についてはマージンがかからないので、その分を差し引いて推計しているものです。

「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」については、地方消費税の清算のために「相手先別収入割合」において「個人」の割合を把握する必要があり、それに付随して「他の企業・団体」、それから「海外取引」「同一企業内取引」の割合を把握しているものです。

それから、調査事項の設定に当たっては、関係府省や地方公共団体に要望を確認していますが、他の産業では、企業の内部取引額の売上金額に占める割合や金額を把握するニーズは特段見られておりません。

続きまして、6ページ目です。前回答申における「今後の課題」への対応として、上記以外にどのような検討を行い、対応の可否を判断したのか。特に、企業の内部取引額の把握においては、企業と事業所を相互に結び付けて把握することが重要であると考えられる中で、今回、どのような検討を行ったのか。仮に今回調査で「企業の内部取引額」を全産業において把握することとした場合、どのような問題点があるかということですが、これまで御説明申し上げましたとおり、企業調査票の集計値と事業所票の集計値から「企業の内部取引額」を把握することは困難であること、また、ヒアリングの結果から製造業などで新たに企業の内部取引額を把握することは困難であり、また、回収率・回答率の低下の懸念があることから、全産業の内部取引の把握は困難と考えております。

説明としては以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点に関します調査実施者からの回答に関して、御質問、御意見を頂きたいと思います。

この論点は、前回の統計委員会の答申において今後の課題とされたものですので、これまでの間に、その対応を御検討いただいた結果、現行の調査事項から把握する方法、それから、新たな調査事項を追加して把握する方法について、いずれも内部取引額の把握には問題があり、対応は難しい、困難であるという結論になっていますが、いかがでしょうか。

特に御発言はありませんか。どうぞ。

○西郷委員 実査上の回答率が低くなるということから、企業の内部取引額について把握することは困難であるという今回の整理自体は妥当なものと思いますけれども、その一方で、今後、企業グループであるとか企業がどのように生産を行っているのかというのを捉えるということは、かなり重要なことで、産業分類の中に本社という機能が特掲されるようになったのも、今後は企業がグループとしてどういうふうに活動していくのかというのを捉えようという一つの布石であったと私は捉えております。ですので、実査はかなり難しいということも分かってはいるわけですが、今回のこの回答で、そういう努力はこれでおしまいとしていただくのではなくて、例えば商業では、割合を書いてくださ

いという形で、一応非常にぎっくりとした形ではありますけれども、企業内ないしは、できれば企業グループで、どの程度が企業内取引であるのか把握するような努力が行われております。ですから、工業とか製造業で同じ方法が通用するののかということは、必ずしも明らかではないですけれども、そういう大きな流れの中で、企業の、あるいは企業グループの活動をどういうふうに捉えていったらいいのだろうかという課題は、検討し続けていただきたいと思います。これは私自身の個人的な意見ですので、今回の調査の調査項目について変更を求めるというものではないです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もう一つの論点として、この経済センサスの重要な役割である地域の経済活動を把握するという意味では、やはり企業の内部取引というのは大変重要な情報になろうかと思うのですが、今、調査実施者から御説明いただいたような理由で、平成28年調査では困難であるということは止むを得ないとしても、今後どうしていくかということに関して、もうこれで終わりということではなくて、今後も、引き続き検討することが重要であろうと考えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この前回答申の課題でありました企業の内部取引額の把握については、先ほど御説明いただいたとおり、調査実施者において分析していただいた結果、ネットワーク型産業において、事業所別の売り上げあるいは収入を把握できないというのは、これは当然のことかと思いますが、それ以外にも企業の売上げ、収入金額と傘下の事業所の売り上げ、収入金額の合計額の差分が、資料8で御覧いただいたような形になっており、それを企業の内部取引額とみなすのは大変難しい状況にあると思います。また、企業に対するヒアリングを行っていただいた結果では、企業の内部取引額を把握する調査項目を新たに追加することについては、報告者負担の面からかなり強い忌避感があり、それが最終的には回収率にも影響を及ぼす恐れがあるということでした。本調査の目的が、包括的な産業構造の把握と他の統計調査の母集団名簿の整備であることを踏まえたと、平成28年の経済センサス - 活動調査において、企業の内部取引額を新たに調査項目として設定することは難しいという調査実施者の説明は、妥当ではないかと考えられます。

この結論でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ただ、先ほども申し上げましたが、一方で、地域の経済活動を計測するためには、事業所調査において、企業の内部取引を含めた生産活動を正確に把握することが重要です。また、先ほど西郷委員から御指摘がありましたとおり、今後、企業グループ内の取引を把握するようなことが必要になります。その点に関しては、今回、平成28年の経済センサス - 活動調査では困難であるという判断ですが、これらに関して、第Ⅱ期基本計画では、「事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担

を考慮した上で、その把握可能性について検討する」と記述されております。

そして、これについては、平成27年度末までに結論を得るとされております。このため、企業と傘下の事業所との対応の把握や、事業所調査における企業の内部取引額を含めた売上げ、ないしは収入金額のより正確な把握といった取組によって企業の内部取引額を把握するという点については、今回の分析結果も踏まえつつ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画において指摘されているような取組を進めていただければと思います。

それでは、この「2 統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」は、本部会の結論では、適当とさせていただきたいと思えます。

本日予定しておりました審議は以上ですが、御審議いただいた結果を簡単にまとめますと、まず、「1 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち、「ウ 対象区分の見直し」ですが、これは、具体的には調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について、資本金1億円以上の単独事業所を調査員調査から直轄調査の対象に変更するという点ですが、これに関しましては、妥当と御判断を頂きました。

さらに、「集計事項」のうち、「その他の集計事項の見直し」です。これは、調査事項の追加、削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用の必ずしも頻繁でないというか、低調な集計事項の削除や類似の集計事項の統廃合を行うこと、さらに、統計ニーズを踏まえた集計事項の追加を行うことなど、これは、資料2の9ページから10ページのところに具体的な内容が書かれておりますが、これらに関しましても、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づくものであることと同時に、事後的に集計事項を公募し、統計表を作成する追加集計の枠組みも導入されることから、妥当と御判断を頂きました。

それから、ただ今の「2 統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」については、妥当というか、いたし方ないという御判断であろうかと思えますが、平成28年調査において、現行の調査事項から把握する方法、あるいは新たな調査事項を追加して把握する方法に関しては、困難であるという御判断を頂きました。

ただし、先ほどの繰り返しですが、企業と傘下の事業所との対応の把握や、事業所調査における企業の内部取引を含めた売り上げ、ないし収入金額のより正確な把握といった取組によって、企業の内部取引額を把握するという点に関しましては、今回の分析結果も踏まえつつ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画に定めるような形の検討を今後も進めていただければと思います。これは、この部会あるいは部会長としての希望というか、お願いです。

さらに、これまで残しておりました「集計事項」のうち、「ア 消費税に係る集計方法の見直し」、それから、「報告を求める事項」のうちの、「労働者区分の見直し」については、このたびまとめましたガイドラインに関して政策統括官室から説明を受けました。これに関しましては、来週の統計委員会でも説明を行っていただき、統計委員会の御議論を踏まえた上で、次回の部会において審議を行うことにいたしたいと思えます。

それでは、時間になりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

○野呂委員 もう時間がわずがですので、簡単に御質問します。今回の資料の参考2で、前回の議事録を付けていただいています、その3ページ目の一番上の大型商業施設の管理会社への委託・依頼の件で、森専門委員が御質問された点ですけれども、私の理解では、平成28年、すなわち次回の調査では、管理会社及びそれに準じるもの以外には委託しない。その次の平成33年以降は、委託先を拡大することも検討するという結論だったかと思っております。議事録では、堅実なところから始めるという表現で、結論がやや曖昧な感じもするのですが、実際のところ、次回、平成28年につきまして、管理会社あるいはそれに準ずるもの以外に委託することがあるのかどうか、仮にあるとすればどこまでの範囲に限定するのかということにつきまして、次回の部会でも結構ですので、明確にされた方がいいのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今のご意見に関して、何か調査実施者から発言はありますか。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 私どもとしては、野呂先生おっしゃったように、今回は管理会社、またはそれに準ずるものに限定するという方向と理解しています。先ほどお話になった議事概要で申し上げますと、森先生の説明に対してお答えした、矢印のところですが、答えの2行目にあります「実際の運用上、管理会社以外の第三者にまで範囲を広げることは想定していない。」とお答えしております。部会長のまとめとして、「堅実なところから実績を積み重ね」というのは、そのことを指していると理解していますけれども、確かに、これだけを読んでも明確でないという御指摘も私ども分かりますので、扱いについては、事務局と相談させていただきます。

○野呂委員 大変よく分かりました。

○廣松部会長 それでは、議事概要のこの部分に関しては、調査実施者、それから事務局と御相談をして、修正を必要であればいたしたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、前回及び今回の部会審議の概要につきましては、5月28日開催予定の統計委員会において、私から報告をする予定です。

これも恒例ですが、最後に皆様方をお願いでして、本日の議論につきまして、後ほど、お気づきの点がありますれば、時間が短くて恐縮ですが、来週の5月27日水曜日までに、事務局まで電子メール等による御連絡をいただければ幸いです。

ほかに、本日の部会全体を通じまして御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の部会の日程等につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、来月6月4日木曜日、10時から、本日と同じ新宿若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。

次回の部会ですが、幾つかの積み残しの部分、消費税、労働者区分の部分を終わりまして後、答申案の御審議をしていただくことを予定しております。現在、事務局で整理して

おりますので、まとめ次第、また部会長と御相談の上と考えております。

また、先ほど部会長からお願いのありましたお気づきの点や次回の部会において必要な資料等ありましたら、準備の都合もありますので、来週の5月27日水曜日までにメール等、適宜の方法により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の部会の議事概要につきましては、事務局において早急に取りまとめの上、参加の皆様に御確認させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、本日の配布資料につきましては、次回の部会においても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いておいていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に配布いたします。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。

熱心な御審議どうもありがとうございました。